

不動産鑑定業者（宮城県知事登録）の廃業等の届出

手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第２９条、第３０条
手続対象者	宮城県知事登録の不動産鑑定業者で次のいずれかに該当する者 ① 不動産鑑定業を廃止したとき 不動産鑑定業者であった個人、又は法人を代表する役員 ② 死亡したとき 相続人 ③ 法人が破産手続開始の決定により解散したとき 破産管財人 ④ 法人が合併により解散したとき 法人を代表する役員であった者 ⑤ 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の理由により解散したとき 清算人 ⑥ 第２５条第１号から第３号まで、第６号又は第７号に該当するに至ったとき 不動産鑑定業者
提出時期	その日（死亡の場合はその事実を知った日）から３０日以内
提出書類	・ 廃業等届出書 （廃業等の理由により証する書面（登記事項証明書等）の添付が必要になる場合があります。）
手数料	なし
提出部数	正本１通及び副本２通（※副本は添付書類を含めてコピーで可）
提出・ 問い合わせ先	〒９８０－８５７０ 宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号 宮城県企画部地域振興課 土地対策班 TEL ０２２－２１１－２４４１

オンラインによる申請手続きの流れ（廃業等）

利用者登録・事前準備



LoGo フォームへの利用者登録を行い、申請者 ID 及びパスワードを取得します。

また、届出事項に公的書類等の添付書類がある場合は、書類を取得し、取得書類を電子化（スキャニングし、PDF 化）する等の事前準備をします。

※一部書類は、内容確認後、原本を郵送又は持参してもらう必要があります。

申請書類の作成・送信



取得した申請 ID 及びパスワードを入力し、申請内容入力画面にログインし、届出を行ってください。

通常の届出と同様の廃業等届出書を作成してください。廃業等届出書の様式については、ホームページからダウンロードできます。

必要事項を入力の上、電子化（PDF 化等）した届出書及び確認書類を添付して、送信します。送信可能データは PDF 形式等のデータ（添付できないファイル拡張子 exe、bat、sh）になります。

適切に送信が完了すると、登録されたメールアドレス宛に申し込み案内通知が届きます。

この時点ではまだ受付完了しておりません。

内容確認・補正・ 原本郵送又は持参



宮城県による届出内容確認後、届出時に入力されたメールアドレス宛に、宮城県からの連絡通知が届きます。

届出内容に不備がなかった場合は、添付書類の原本の郵送又は持参についてご案内しておりますので、ご確認ください。

届出書類に不備があった場合には、補正通知が届きますので、指示に従って補正し、再届出を行ってください。

受付完了



適正に届出が完了すると、届出時に入力されたメールアドレス宛に、受付完了通知が届きます。この時点で受理完了となります。

登録消除の決定



書類が揃い次第、宮城県が登録消除の手続きを行います。

消除通知（郵送）

登録消除の決定後、郵送にて消除通知書をお送りします。